

1. 治山事業、森林整備事業ごとに別業とする。
2. 事業実施主体は、事業を実施する森林管理署等の名称を記載する。
3. 事業名は、治山事業にあつては、「国有林治山事業実施要領」の第3に定める事業区分を記載する。  
森林整備事業にあつては、森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の別を記載する。
4. 事業実施地区名は、運用第2の区分による。事業実施地区名には、ふりがなを付す。
5. 総便益及び総費用は、千円未満四捨五入とし千円単位で記載する。
6. 分析結果は、小数点以下第3位四捨五入とし小数点以下第2位まで記載する。
7. チェックリストの各項目は、各判定基準に基づき、必須事項については「○」又は「－」を、優先配慮事項については「A」、「B」、「C」又は「－」を記載する。